

事業主のみなさまへ 労働保険に入っていますか？

厚生労働省の所管する労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」という。)と雇用保険との総称で、保険給付は各保険制度で別に行われますが、保険料の徴収等については、原則的に一体のものとして取り扱われます。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト等を含む)を一人でも使用している事業主は、すべて加入が義務付けられており、成立手続きを行う必要があります。



労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の生活を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

■お問合せ 和歌山労働局労働保険徴収室 ☎073-488-1102 / 御坊労働基準監督署 ☎22-3571
ハローワーク御坊(公共職業安定所) ☎22-3527



必ずチェック最低賃金!

使用者も 労働者も

和歌山県最低賃金

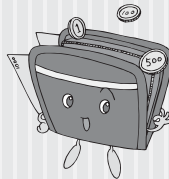
効力発生日 平成27年10月2日

731円時間額

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

なお、最低賃金法違反については、罰則が設けられています。詳しくは、下記までお問合せください。

- 注1) 最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。
- 注2) 最低賃金額には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・時間外手当・ボーナスなどは含まれません。
- 注3) 派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。
- 注4) 「鉄鋼業」「百貨店、総合スーパー」については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。



■お問合せ 和歌山労働局賃金室 ☎073-488-1152 / 御坊労働基準監督署 ☎22-3571

広告

未来に夢を*情熱を...
愛と貢献の可能性/感謝

要チェック! ホームページは、
<http://www.komaba-k.com>
facebook ページも見てね!

おうちの
困り事・悩み事
お聞かせ下さい!

株式会社駒場工務店
日高郡日高川町高津尾1400
Tel:0738-54-0314 Fax:0738-54-0185

税務課からのお知らせ



■未登記家屋の所有権移転及び家屋滅失届

未登記家屋の所有権移転や取り壊しなど異動があった場合、把握できず固定資産税が誤って課税されることになりかねません。

固定資産税は、1月1日現在の所有者に納税の義務が発生しますので、未登記家屋の所有権移転や取り壊しをされた場合は、速やかに名義変更届及び家屋滅失届を提出されますよう、お願いいたします。

■太陽光発電設備に係る税

○太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。

10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電) 課税の**対象外**です。(売電するための償却資産とはなりません。)

10kW以上の太陽光発電設備(全量・余剰売電) 課税の**対象**です。(個人・法人ともに事業用の償却資産となります。)

※課税の対象となる場合は、毎年1月中旬に償却資産の申告が必要となりますので、税務課までお問合せください。

○太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合、その収入は所得税の確定申告または、町県民税の申告が必要な場合があります。

[売電収入] - [必要経費] = [雑所得]

■提出及びお問合せ 税務課 ☎22-8841 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

~新成人のみなさまへ~ 20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような”万が一”の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

■国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの?

役場住民課(各支所の地域振興課または出張所)または年金事務所で直接お手続きください。

■毎月の保険料はいくら?

国民年金保険料(定額)は月額**15,590円**(平成27年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。



■納付方法は?

納付書と口座振替があり、口座振替は窓口での現金納付に比べて便利でお得です。

■払うのが困難なときはどうすればいいの?

若年者納付猶予制度や学生納付特例制度*などの保険料猶予制度を利用することができます。

*この制度のポイント

- ①一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて免除対象となるかの判定をしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、一般の保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、これらの制度で対象となる場合があります。*学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。
- ②制度の対象で利用期間中にケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のある妻又は子)の方は遺族基礎年金を受けることができます。*障害や死

亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

③制度を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。これらの期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順番に納付していただけるようになっています(追納制度)。*追納制度は、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予等の承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701